

発行/美郷町役場 編集/総務課 秘書広報班  
〒019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10  
美郷町ホームページ <https://www.town.misato.akita.jp>  
美郷町メールアドレス info@town.misato.akita.jp

次回の「広報お知らせ版」は3月15日(月)発行予定です。

秋田県知事選挙に関するお知らせ

1. 期日前投票所の投票立会人を募集します

町民の皆さんに選挙への関心をもってもらい、選挙を通じて政治に参加していただく機会として、4月4日(日)執行の秋田県知事選挙における期日前投票所の投票立会人を募集します。

内 容	期日前投票所の投票立会人として、投票が公正に行われているか立ち会います。	
応 募 資 格	美郷町に住所を有し、かつ選挙権のある方	
立会場所・期日	美 郷 町 役 場	3月19日(金)から4月3日(土)のうち都合のよい日
	美郷町学友館、美郷町公民館	3月31日(水)から4月3日(土)のうち都合のよい日
立 会 時 間	午前8時30分～午後8時	
報 酬	1日 9,600円(ただし、規定の所得税を源泉徴収します)	
応 募 方 法	電話で「氏名・住所・生年月日・電話番号・希望する立会場所と期日」をお知らせください。	
応 募 期 限	2月26日(金)	
そ の 他	応募者多数の場合は、抽選により決定します。	

2. 不在者投票の請求は、お早めに

(1) 仕事などで町内において投票ができない方へ

出稼ぎや旅行などで他の市町村に滞在している方、またはそのような見込みのある方は、滞在地において不在者投票ができます。請求用紙は町総務課にありますので、滞在地の住所地名が分かるものを持参のうえ、お早めに手続きをしてください。

また、病院や施設等に入院または入所している方は、その病院や施設等で不在者投票ができる場合がありますので、まずはその病院や施設等にお問い合わせください。

(2) 郵便等による不在者投票について

右表①から③のいずれかに該当する方は、不在者投票の請求ができます。

①	身体障害者手帳をお持ちで、障がいの程度が3級以上(ただし、両下肢や移動機能等の障がいの方は2級以上)の方
②	戦傷病者手帳をお持ちで、障がいの程度が第3項症以上(ただし、両下肢等の障がいの方は第2項症以上)の方
③	介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方

この場合、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、お早めに下記へお問い合わせください。

申込・問 美郷町選挙管理委員会・美郷町明るい選挙推進協議会事務局(町総務課内) ☎0187(84)1111

所得税・町県民税申告相談期間延長のお知らせ

令和2年分所得税の確定申告および令和3年度町県民税の申告相談を4月15日(木)まで延長します。

なお、当初予定分は、変更なく実施します。3月15日(月)までの申告相談については、広報美郷1月号7～11ページをご覧ください。また、国税電子申告・納税システム「e-Tax」もご利用ください。

問 町税務課 住民税班 ☎0187(84)4902

はり・きゅう・マッサージの営業を行う施術所の方へ

はり等(医療給付以外のもの)の営業を行う施術所は、届出を行い審査を受けたうえで町が交付するはり・きゅう・マッサージ助成券の利用が可能な施術所として指定を受けることができます。

指定を受けるための要件や申請に必要な書類など、詳しくは下記へお問い合わせください。

問 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907